

平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 日清オイリオグループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 今村 隆郎  
(コード番号 2602 東証第1部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 小林 新  
(TEL 03-3206-5032)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更に関する定款の一部変更について決議するとともに平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 145 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。なお、本件にかかる定款一部変更は、会社法第 195 条第 1 項の定めに基づき、取締役会決議によって行うものです。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	3 億 8,835 万株
変更後の発行可能株式総数	7,767 万株

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	173,339,287 株
株式併合により減少する株式数	138,671,430 株
株式併合後の発行済株式総数	34,667,857 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	28,734 名 (100.00%)	173,339,287 株 (100.00%)
5 株未満	763 名 (2.66%)	899 株 (0.00%)
5 株以上	27,971 名 (97.34%)	173,338,388 株 (100.00%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満をご所有の株主様 763 名 (所有株式数の合計 899 株) は、株主としての地位を失うこととなります。

なお、当該株主様は、株式併合の効力発生前に、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求すること、または、会社法第 194 条第 1 項および当社定款第 10 条の定めにより、所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができます。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、次のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 億 8,835 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,767 万株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

### 4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 10 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 23 日
単元株式数の変更、株式併合および 定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

## (ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数変更の目的はなんですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000 株	5 個	1,000 株	10 個	なし
例②	2,001 株	2 個	400 株	4 個	0.2 株
例③	413 株	なし	82 株	なし	0.6 株
例④	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③、④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は、平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。

効力発生前のご所有株式が5株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

- Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。
- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かにご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は5倍となるためです。また、株価についても、理論上は併合前の5倍となります。
- Q 6 株主は何か手続きをしなければならないのですか。
- A. 特段のお手続きの必要はございません。
- Q 7 株式併合により、単元未満株式が生じますが、併合後でも買増しや買取りをしてもらえますか。
- A. 併合後でも、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8 今後の株主優待はどうなりますか

A. これまでは、毎年3月31日現在の株主名簿に記録された1,000株以上ご所有の株主様に  
対し、3,000円相当の当社商品を贈呈しております。

株式併合後の株主優待の詳細につきましては、後日改めてご案内いたします。

Q 9 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成29年6月23日 定時株主総会開催日

平成29年9月26日 現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日

平成29年9月27日 当社株式の売買単位が100株に変更

平成29年10月1日 単元株式数変更、株式併合および発行可能株式総数変更の効力  
発生日

平成29年11月 株式割当通知の発送

平成29年12月 端数株式処分代金のお支払い

【※お問合せ先】 単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、  
お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関(株主名簿代理人)にお問い合わせ  
ください。

〒168-0063

東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以上